

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	(第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)
地域名 (地域内農業集落名)	中区 (鍛冶屋集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	30.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	20.3 ha
② 田の面積	28.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5.0 ha
(参考)区域内における〇〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当区域は、比較的平地で南部から西部、北部にかけて日当たり良好なほ場整備田が広がる環境にある。67戸ある農家のほとんどが作業委託中心の地域で、将来的には後継者不足と担い手の高齢化などにより遊休農地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図るためには、新規就農者の受け入れや効率的な農地の集積、集約化を進めることが喫緊の課題となっている。

主に山田錦と黒大豆の生産が盛んで、一部環境保全型農業に取り組む農家もある。隣接集落とも農地が繋がっていることから、集落外の農業法人や認定農業者も委託を受け区域内で耕作している。

また、村内のほ場整備が昭和52年～59年にかけて整備され、既に46年が経過し、水路及び畦畔、法面については老朽化が激しく、多面的機能直接支払交付金を活用した計画的な改修が必要不可欠な状況となっている。

【基礎データ】

・農家軒数 63軒 うち認定農業者2名、集落営農1組織

・主な作物 水稻(うるち米、酒造好適米)、黒大豆、一般野菜

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域の特産である酒米・山田錦は、JAを通じて秋田県酒造共同組合と村米制度を結び「秋田村」と銘打って「みのり農業協同組合」を通じ取引を行っているが、さらに地域と担い手が一体となり農地の集積・集約化を図り、農作業の効率化を進め、良質米生産への体制づくりに取り組んでいく必要がある。そのため、隣接地域の担い手や地域組織、法人などとの連携強化、合併化による広域的な農地利用の仕組みづくりが必要となっている。あわせて、省力化のためスマート農業機械の導入についても検討する。また、これまでから実施している環境保全型農業については、近年需要が高まっている山田錦や黒大豆の「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」の取組とともに兵庫県慣行の5割低減農業を継続し自然環境の保全に資する生産活動を継続する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手の活動区域を東西南北で大きく4つの団地に区分し、その担い手を中心に農地の集積・集約化を進めていく。現在は多くの担い手が村内で生産活動中のこともあるが、将来的に営農継続が困難となった場合は、隣接団地の担い手がカバーするほか、近隣地域の担い手にも農地の適切な利用に向けた協力を依頼するなど、村内はもちろんのこと広域的な担い手、営農組織のつながりで団地の適切な運営に取り組む。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	46.4	%	将来の目標とする集積率
			49.7 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
現在は村内で多くの担い手が活動中のこともあるが、将来的には区域内を東西南北で大きく4団地に区分し、農家の意向を把握しながら中心的な担い手に農地の集約を進めていく。担い手が存在しなくなった団地には、隣接団地の担い手に分担集約するほか近隣地域の担い手、営農組織に協力を仰ぎ、農地の適切な運営を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・区域内の担い手は、定期的に連絡調整の会合を開き農地の適切な運営に向け連携の強化を図る。また、近隣区域の担い手とも定期的な会合を開き協力体制を維持するなど横のつながりを強化する。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・区域内の農地は、農家の意向を把握しながら農会を中心に調整し、農地中間管理機構を通じ担い手などへの貸し付けを進める。
(3) 基盤整備事業への取組
・農地の大区画化及びパイプライン化、計画的な水路、畦畔、農道などの改修を進め、担い手などのニーズを踏まえた基盤整備に取り組んでいく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・近隣地域の担い手や地域組織、法人などとの連携強化、合併化などにより担い手を育成し、新規就農者も含め、多可町、加西農業改良普及センター、JAみのりの指導を受けながら経営体の確保に取り組んでいく。また、後継者間でも協力体制の構築を目指す。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・水稻及び丹波黒大豆への航空防除の委託作業はJAみのりへ継続実施する。 ・将来的に、地域で防除作業などの委託作業が実施できる体制が整えばその時点で移行する場合もある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①村内2kmに渡る鹿柵の点検、管理については、多面的機能支払交付金を活用しながら非農家も参加した体制で取り組みを継続する。
- ②水稻、丹波黒大豆の栽培については、兵庫県慣行の1/2(化学肥料及び農薬)の減化学肥料、減農薬を継続する。
- ③スマート農業については、費用対効果、省力化などの検証を行いながら導入を検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認定	A	水稻、黒大豆	5.7 ha	- ha	水稻、黒大豆	5.7 ha	- ha	1	
認定	B	水稻、黒大豆	6.6 ha	- ha	水稻、黒大豆	7.6 ha	- ha	2	
利用者	C	水稻、黒大豆	2.6 ha	- ha	水稻、黒大豆	5.1 ha	- ha	3	
利用者	D	水稻、黒大豆	1.1 ha	- ha	水稻、黒大豆	2.5 ha	- ha	4	
利用者	E	水稻、黒大豆	0.9 ha	- ha	水稻、黒大豆	0.9 ha	- ha	5	
利用者	F	水稻、黒大豆	0.5 ha	- ha	水稻、黒大豆	0.5 ha	- ha	6	
利用者	G	水稻、黒大豆	0.2 ha	- ha	水稻、黒大豆	0.2 ha	- ha	7	
利用者	H	水稻	0.3 ha	- ha	水稻	0.3 ha	- ha	8	
利用者	区域内農地の利用者	水稻等	ha	ha	水稻等	ha	ha	白地	
計	9経営体		17.8 ha	0 ha		22.8 ha	0 ha		

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	みのり農業協同組合	防除	水稻、黒大豆

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。